

旧緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に居住していた申立人について、旧警戒区域の歯科医院にて歯列矯正及び虫歯治療を継続受診中に避難を余儀なくされた上、帰還後も原発事故により同医院が閉鎖していたため、治療の中断等で症状が悪化し、他院への通院回数が増加したことを考慮し、通院交通費増加分、通院慰謝料等が賠償された事例。

和解契約書（一部）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）において、申立人X1、同X2（以下、申立人ら2名を総称して、「申立人ら」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

第1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、平成25年11月14日付けの被申立人答弁書記載の、申立人らと被申立人との間に争いがない別紙記載の損害項目及び期間について、一部和解することとし、それ以外の点について、本和解の効力は及ばないことを確認する。

第2 和解金額

被申立人は、申立人らに対し、第1項所定の損害項目及び期間に対する和解金として、金5,205,470円の支払義務があることを認める。

第3 既払いの未清算仮払い補償金

申立人ら及び被申立人は、被申立人が申立人らに対し、第1項記載の損害に対する未清算の仮払い補償金160万円を支払い済みであることを確認する。

この未清算の仮払い補償金160万円について、第2項記載の和解金5,205,480円と清算する。

第4 支払方法

（省略）

第5 継続協議

申立人ら及び被申立人は、本件に係る損害賠償金額を確定させるように引き続き本和解仲介手続きにおける協議を続行する。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名（記名）押印の上、申立人らが1通、被申立人が1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成25年12月10日

（仲介委員 小笠原勝也）

(別紙)

申立人 X 1 について 平成〇〇年 (東) 第〇号事件			
損害項目	期間	金額	備考
検査費用 (人)			
避難費用	平成23年3月11日～ 平成23年5月14日	36,000円	〇〇への往復交通費 (自家用車)
一時立入費用			
帰宅費用			
生命・身体的損害	平成23年5月9日～ 平成24年11月22日	531,250円	交通費: 250,000円 文書料: 8,250円 慰謝料: 273,000円
精神的損害 (日常生活阻害慰謝料)	平成23年3月11日～ 平成24年8月31日	1,800,000円	
精神的損害 (滞在者慰謝料)			
就労不能損害			
営業損害			
検査費用 (物)			
不動産の財物損害			
家財の財物損害			
その他	平成23年3月11日～ 平成25年3月31日	715,970円	宿泊謝礼: 180,000円 生活費増加: 118,970円 放射線測定器: 100,000円 被申立人プレスリリースに基づく支払 ①通院交通費等の生活費増加分: 200,000円 ②避難・帰宅等にかかる費用相当額: 117,000円
一部和解合計額 (①)		3,083,220円	

未精算の仮払補償金 (②)		1,300,000円
支払額 (①-②)		1,783,220円

(別紙)

申立人X2について 平成〇〇年(東)第〇号事件			
損害項目	期間	金額	備考
検査費用(人)			
避難費用			
一時立入費用			
帰宅費用			
生命・身体的損害	平成24年7月3日	5,250円	文書料
精神的損害(日常生活阻害慰謝料)	平成23年3月11日～ 平成24年8月31日	1,800,000円	
精神的損害(滞在者慰謝料)			
就労不能損害			
営業損害			
検査費用(物)			
不動産の財物損害			
家財の財物損害			
その他	平成24年6月1日～ 平成25年3月31日	317,000円	被申立人プレスリリースに基づく支払 ①通院交通費等の生活費増加分:200,000円 ②避難・帰宅等にかかる費用相当額:117,000円
一部和解合計額(①)		2,122,250円	

未精算の仮払補償金(②)	300,000円
支払額(①-②)	1,822,250円

旧緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に居住していた申立人について、旧警戒区域の歯科医院にて歯列矯正及び虫歯治療を継続受診中に避難を余儀なくされた上、帰還後も原発事故により同医院が閉鎖していたため、治療の中断等で症状が悪化し、他院への通院回数が増加したことを考慮し、通院交通費増加分、通院慰謝料等が賠償された事例。

和解契約書（全部）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）において、申立人X1、同X2（以下、申立人ら2名を総称して、「申立人ら」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

第1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（但し、下記記載の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

記

損害項目		
ア	避難費用（交通費、謝礼）	金336,000円
イ	生活費増加費用（物品購入費、その他の生活費）	金118,970円
ウ	日常生活阻害慰謝料	金3,600,000円
エ	生命・身体的損害①申立人X1	金758,250円
	②申立人X2	金5,250円
オ	除染費用	金327,200円
カ	被申立人独自の賠償①通院交通費等の生活費増加分	金400,000円
	②避難・帰宅等にかかる費用相当額	金234,000円
キ	弁護士費用	金173,390円

期 間 平成23年3月11日から平成24年8月31日まで

第2 和解金額

被申立人は、申立人らに対し、第1項所定の損害項目及び期間に対する和解金として、金5,953,060円の支払義務があることを認める。

第3 既払いの未清算仮払い補償金

申立人ら及び被申立人は、被申立人が申立人らに対し、平成25年12月10日付け和解契約書（一部）記載のとおり、本件の賠償金として、金5,205,470円を支払い済みであることを確認する。

第4 支払方法

（省略）

第5 除染費用を裏付ける領収書原本の授受等

ア 申立人らは、被申立人に対し、本和解成立から2週間以内に、申立人が支出した第1項オ記載の除染費用を裏付ける領収書原本を被申立人代理人弁護士宛に郵送の方法により送付するものとする。なお、郵送手数料は、申立人の負担とする。

イ 被申立人は、アの領収証の原本に、被申立人が申立人らに対して除染費用を支払った旨及びその額を記載の上、署名押印する。

ウ 被申立人は、申立人らに対し、イの領収証の原本を郵送することにより返却する。なお、郵送手数料は、被申立人の負担とする。

第6 除染費用の重複請求を行わない旨の合意

申立人らは、被申立人に対し、第1項オ記載の損害項目（除染費用）に関し、交付金、助成金、その他名目の如何を問わず、国や地方自治体等に対する請求を行わないことを約する。

第7 国や地方自治体等に対する個人情報の提供

被申立人は、申立人らが第1項オ記載の損害項目（除染費用）について被申立人から支払を受けた事実を証するために必要のあるときは、国や地方自治体等に対し、当該事実及び申立人らの氏名、住所、連絡先等の個人情報を必要な範囲内で提供することができる。

第8 清算

申立人らと被申立人は、第1項の損害項目（同項記載の期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

ア 本和解に定めるもののほか、当事者間に何らの債権債務がない。ただし、第1項ウ、エ記載の損害項目については、本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人らが被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。

イ 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人らは被申立人に対して別途請求しない。

第9 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名（記名）押印の上、申立人らが1通、被申立人が1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成26年1月9日

（仲介委員 小笠原勝也）